

令和3年(2021年)1月19日
午後4時～午後5時30分
於:高層棟4階特別会議室(オンライン)
都市計画部 住宅政策室

令和2年度 第11回 政策会議 吹田市営住宅条例及び同施行規則の一部改正について(案件2)

令和4年度(2022年度)から市営住宅管理業務に指定管理者制度を導入するに当たり、市営住宅条例及び同施行規則の一部を改正するものです。

1 概要

市営住宅管理に関する業務については、平成24年(2012年)以降、指定管理者制度の導入について検討を進めており、昨年12月に開催した政策調整会議において、令和4年度(2022年度)から全ての市営住宅において指定管理者制度を導入すること、また、その業務範囲等について確認されました。

同制度の導入に当たり、関連する条例等の改正のため、資料2-2のとおり条例等の改正を行うものです。

2 対象

全ての市営住宅(23団地)

3 条例等の主な改正内容

資料2-2のとおり

4 指定管理者制度を導入する業務及び見込まれる効果

(1) 指定管理者制度を導入する主な業務

入居者の募集等の各種申請の受付や窓口対応、共用部分の管理、住宅の維持管理に必要な修繕等について委託します。

ただし、入居の承認等の決定行為や法的措置の実施については、引き続き市が実施します。

(2) 見込まれる効果

- ・ 市営住宅の管理について、民間事業者のノウハウの活用により柔軟な受付窓口の運用や早急な修繕といったサービス向上が見込まれます。
- ・ これまで市が取り組んできた、給湯器の設置等の住環境の改善や、計画的な空き家の解消について、民間事業者のノウハウを活用することにより、施策の目的達成の迅速化を図ります。
- ・ 民間事業者に委託することにより生み出された人員や時間を、大阪都市圏における住宅都市である本市の住宅に関する施策の充実に活用できます。

5 パブリックコメントの実施結果

(1) 意見募集期間

令和2年(2020年)12月1日(火)～令和3年(2021年)1月6日(水)

(2) 意見の件数

0件

6 今後のスケジュール

令和3年(2021年) 1月 政策会議

2月 定例会にて市営住宅条例及び同施行規則の一部改正案 提案
(指定管理者による管理/選定委員会の設置)

6月～ 選定委員会の開催及び指定管理者の選定

11月 定例会にて指定管理者の指定 提案

令和4年(2022年) 4月 指定管理者制度開始